

令和3年度第1回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和3年6月24日(木) アバローム紀の国 孔雀の間	午前10時00分から 午前10時49分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席5名 出席5名 出席5名	定数5名 定数5名 定数5名

○事務局(嶋本)

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。
ただいまから、令和3年度第1回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。
今年度、委員の改選がございました。本日は第55期の委員の皆様による最初の審議会ということですので、会長が選任されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

まず、委員の御紹介をいたします。お手元の資料1の委員名簿を御覧いただけましたら、名簿順に事務局からお名前を御紹介いたしますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

<委員を紹介、各委員自己紹介>
<事務局職員の紹介>

次に、本日の委員の出席状況と会議の成立について御報告申し上げます。本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、委員15名中、15名御出席いただいております。最低賃金審議会令第5条の規定に基づく定足数である委員の3分の2以上又は各側委員の3分の1以上を満たしておりますので、本会議が成立しておりますことを御報告いたします。

また、令和3年5月26日付けで、本会議の公開公示を行いました。傍聴希望者はございませんでしたので、併せて御報告します。

次にお手元の資料について御確認願います。配付資料につきましてはほぼ例年どおりでございます。

資料番号1は先ほど御覧いただいた委員名簿になっております。

資料番号2は当審議会の運営規定。これは後ほど説明します。

資料番号3は傍聴要領です。運営規定と併せて御覧いただけたらと思います。

資料番号4は答申日と最短発効日の関係を示した一覧表となっております。

資料番号5は今後の審議日程の案です。これも後ほど説明します。

資料番号6と7は昨年度までの最低賃金の改定状況の表となります。

資料番号8は紀州有田商工会議所会頭から当審議会会長にあてに提出されました最低賃金据え置きに関する要望書で、内容につきましては、コロナ禍の中において、納得感ある水準の最低賃金を求め、現行水準を維持すべきとの内容となっております。

資料番号9は5月27日付けで日銀大阪支店が公表した関西金融経済動向です。

資料番号10は4月28日付けで和歌山財務事務所が公表した和歌山県内経済情勢報告です。

資料番号11は令和3年4月版の県商工観光労働総務課から発表されております和歌山県の経済動向についての資料です。

資料番号12は生産性向上支援関係の参考資料となります。

資料番号13ですが、先日閣議決定された骨太方針の抜粋、資料番号14は同じく閣議決定された成長戦略実行計画・フォローアップの抜粋です。

また、最低賃金決定要覧という書籍を配布しております。各都道府県の最低賃金のほか、関係法令や中央審議会の主要な答申等の資料も収録されていますので、今後の審議の際にも御持参いただき、御活用いただけたらと思います。

資料については以上ですが、皆様のお手元に資料はそろっておられたでしょうか。

それでは、開会に先立ちまして、労働局長の池田から、第1回審議会開会に当たっての御挨拶を申し上げます。

○事務局（池田局長）

和歌山労働局長の池田でございます。本日は大変お忙しい中、令和3年度第1回和歌山地方最低賃金審議会に御出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

委員の皆様方には平素より最低賃金の審議はもとより、私どもの労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますことをこの場をお借りして御礼申し上げます。

さて、委員の皆様方には御承知かと思えますけれど、今週の火曜日、6月22日でございますが、田村厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして諮問をいたしました。これから、今年度の改定の目安について、中央最低賃金審議会において審議されることとなっております。

私どもも、和歌山県内に適用されます最低賃金につきまして、必要な見直しをしていただくべく、本日、皆様に改正決定の諮問をいたす予定でございます。この後、中賃の目安が出された暁には、これを参考に、例年のことではございますが、気候も厳しい中、過密なスケジュールで御審議いただくことになると思いますので、なにとぞよろしく御願申し上げます。

また、今年も新型コロナウイルス感染症の影響によって厳しい情勢が続いておるわけでございますので、慎重な審議が求められるところでございます。

皆様、大変お忙しい中、御苦勞をおかけすることとなりますが、なにとぞよろしく御願申し上げます。

簡単ではございますけれども、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○事務局（嶋本）

それでは早速ではございますが、最初の議題であります「会長及び会長代理の選出」に移ります。

会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条の規定に基づき、公益を代表する委員の中から委員の選挙により選出することになっています。

当審議会におきましては、従来から、公益委員の互選により選出していただいております。今回もこれに基づきまして御承認いただく形でやらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

< 異議なし >

ありがとうございます。

それでは、本会議に先立ち、公益委員会におきまして公益委員の皆様方で協議していただいた結果の御報告をお願いします。

○富山委員

本日9時30分からの公益委員の会議におきまして、審議会の会長は富山と会長代理は足立委員に決まりましたので御報告します。

○事務局（嶋本）

ありがとうございます、

公益委員の皆様方で、協議していただきました結果、会長に富山委員、会長代理に足立委員を御選出いただきました。御意見ございませんか。

< 異議なし >

御異議がないようですので、それでは会長に富山委員、会長代理に足立委員ということによりお願いいたします、会長が選出されましたので、以降の議事を会長にお願いしたいと思います。富山会長、よろしく申し上げます。

○富山会長

審議会の会長を務めさせていただき富山です。よろしくお願いいたします。

昨年度はコロナ禍の影響もございまして、和歌山県における最低賃金の上昇は1円ということでした。本年は政府もより早期に全国平均1,000円を目指すと基本方針を打ち出しているようです。

またコロナ禍の収束につきましてはまだ見通せない状況ではありますが、最低賃金法第1条の趣旨を踏まえて各委員の皆様には慎重かつ充実した審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして議事を進めていきたいと思っております。

はじめに当最低賃金審議会の運営規程の確認をしたいと思います。議事を適正かつ円滑に進行するために、従来から、第1回審議会におきまして確認していただいております。

運営規程について事務局から説明をお願いします。

○事務局（嶋本）

説明いたします。

資料番号2を御覧いただきたいと思います。運営規程につきましては、今回、若干の改正を提案させていただきたいと思っておりますが、まずは現行の規程を説明させていただきたいと思います。

<事務局が運営規定を説明>

○事務局（嶋本）

次に、資料2の2枚目以降に今回提案させていただきたい改正案を付けております。参考として専門部会の運営規定と特別小委員会の運営規定の改正案もつけさせていただいております。

今回改正を提案させていただきたい趣旨といたしましては、大きく2点ございます。1点目は第4条の関係になりますが、今後、審議会へのリモート出席が可能な規定を整備したいという趣旨です。これにつきましては、機材や環境の整備の問題や、審議中に意見調整をする場合など運用面の検討もする必要があるかと思っておりますので、今すぐ実施可能ということではありませんが、今後リモート開催が可能となったときに、会議成立の定足数や採決時の票数にリモート出席者を含めるための規定整備を意図したものであるということになります。

もう1点は第7条の議事録の署名について、政府方針で押印廃止の流れとなっていることを踏まえ、審議会の議事録への署名を廃止するもので、中央での検討結果も踏まえたものとなります。もちろん署名を廃止した場合であっても、議事録作成に当たっては引き続き各側委員の代表者に御確認いただく運用としたいと考えております。

あとは細かい部分ですが、議事録だけでなく会議資料の非公開についての規定も追加しております。いずれも中央審議会の規定に沿ったものとしています。

以上、運営規定の改正案についても御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○富山会長

ただいま、事務局から運営規定について、いくつか提案がありました。

まず、異議申出に係る審議については非公開にすべきか否かとの問いかけがありました。専門部会との均衡上、非公開としたいと考えますが、皆様よろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、異議申出に係る審議は非公開とし、傍聴者がいる場合については退席をお願いすることとします。

次に、運営規定の改正について、リモートによる出席、採決を可能とする規定の追加と、議事録の署名の規定を廃止し、各側委員の代表者が確認する運用とすること、会議資料の非公開に関する規定について提案がありました。これについて何か御意見ありますか。

<意見なし>

それでは、改正案のとおり当審議会の運営規定を改正することとし、本日から適用することとします。

運営規定について、その他、御質問とか御意見はありますか。
特にございませんか。

< 意見なし >

御意見等がないようですので、運営規程を御確認いただいたものとして審議会の運営を進めてまいります。

次に、議事録の署名は廃止することとなりましたが、各側の代表が確認をするということで、運営規程第7条の規定による議事録の確認担当委員ですが、公益委員については会長職の私が当たることとなりますが、公益以外の2名の指名を行いたいと思います。労働者代表、使用者代表の委員の中から、それぞれ1名を推薦していただけますでしょうか。

< 労働者側から濱地委員の声 >

< 使用者側から児玉委員の声 >

それでは、推薦いただきましたので、労働者代表は濱地委員、それから、使用者代表は児玉委員ということで、お願いすることといたします。よろしくお願いいたします。

なお、運営規程第7条第2項に基づいて会議を非公開とする場合には、同条第3項に基づいて議事要旨を作成しますが、これについても担当委員が確認することになりますので、この点もよろしくお願いいたします。

それでは議題(3)に移ります。

和歌山県最低賃金の改正決定の諮問を労働局長からお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

< 局長が諮問文を朗読し会長へ手渡す >

事務局は、諮問について理由等の補足説明がありますでしょうか。

事務局(嶋本)

諮問理由について補足的に説明させていただきます。

地域別最低賃金につきましては、「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という最低賃金法の目的のため、その実効性を確保する観点から、賃金や物価水準等の動向に対応して適宜改正する必要があるものと考えているところでございます。

このため、最低賃金が適正であるか本審議会にお諮りいたしまして、毎年の賃金の春季改定状況や県内の様々な状況等を考慮しつつ、慎重な審議を経た上での貴重な御意見をいただき、最低賃金の改正決定を行ってきたところでございます。

さて、我が国の経済は依然として不安要素を抱えつつも、県内経済については近畿財務局和歌山財務事務所の4月発表では「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、持ち直しつつある」とされているところです。

また、雇用情勢についても一時期よりは改善がみられておりまして、当県の有効求人倍率は、今年1月以降、1倍を超えて徐々に回復しているところであります。

一方で、先日、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」いわゆる骨太方針2021においては、新型コロナウイルス「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業にも配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」とされているところです。

去る6月22日には、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金額改定の目安についての諮問が行われておりますので、目安が示されれば、これを尊重していただく一方で、和歌山県の雇用・失業情勢等の地域の状況や、私どもが実施しております最低賃金の改正に係る基礎調査結果、あるいは関係労使からの意見陳述等に基づき、適正な最低賃金額を検討していただき、可能な限り公労使の意見の一致が見られますよう、本審議会に調査審議をお願いするものです。

なお、本審議会から御結論をいただいた際には、答申を尊重しまして最低賃金を決定してまいりたいと存じます。

以上、諮問理由について御説明いたしました。

委員の皆様方におかれましては、過密な審議日程を初め、多大なる御負担をおかけするかとと思いますが、今後の審議と円滑な審議会運営への御理解御協力をお願いしたいと思います。

富山会長

ただいま、事務局から理由の補足説明がありました。和歌山県最低賃金の改正決定について諮問を受けたところでありますが、委員の方々御意見、御質問などございましたらお願いします。

< 質問、意見なし >

特にございませんか。

それでは、議題(4)に移ります。改正諮問を受けましたので、和歌山県最低賃金専門部会を設置することになります。部会の構成、部会審議の進め方等について、事務局から説明願います。

事務局(嶋本)

専門部会につきましては、最低賃金法第25条第2項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」との規定があり、同規定に基づき、局長の諮問を受けて和歌山県最低賃金専門部会を設置するものです。

専門部会の委員については、同法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第1項と第4項及び同項で準用する同令第3条の規定により、最低賃金審議会の本審の委員を任命したのと同様の手続きを経て、改めて、公労使各3名の専門部会委員を任命させていただくこととなります。

すなわち、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員については、候補者の推薦公示を経て任命させていただくこととなります。

なお、推薦公示は、本日手続を予定しているところです。締め切りは短期間ですが、7月9日までとさせていただきますので、御協力をお願いします。

また、専門部会の公益代表委員につきましては、本審委員の中から任命させていただきますので、この場で御選出願います。

富山会長

ただいま説明がありましたように、労働側委員それから使用者側委員におかれましては、先程の事務局の説明に従いまして、7月9日までに専門部会委員の推薦をいただくこととなりますので、よろしくをお願いします。

なお、公益委員については、先ほど打合せを行い、岡田委員、金川委員とわたくし富山の3名が専門部会委員に就任することになっておりますので御報告いたします。

次に議題(5)についてですが、専門部会の審議運営に関し、事務局から提案があるとのこと。事務局お願いします。

事務局(嶋本)

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。

つまり、専門部会の決議を本審の決議とみなすわけですが、例年、審議の効率的な運営の観点から、専門部会の決議が全会一致の場合に限りこの規定を適用させていただいているところです。

本年度もこの規定を活用し、専門部会の決議が全会一致の場合に限り、審議会の決議としてはどうかと考えております。つきましては、審議会令第6条第5項の適用について御検討をお願いできたらと思います。

富山会長

ただいま審議会令第6条第5項の適用について、みなさんどうでしょうか。地域別最賃については、専門部会の決議が全会一致の場合に適用することについて、意見はございませんでしょうか。

<意見なし>

富山会長

専門部会で決議が全会一致の場合にはその決議を本審の決議とみなすということで、特に反対意見はないようなので、審議会令第6条第5項の適用が議決された

ものとし、専門部会の決議が全会一致であれば、これをもって審議会の決議とすることとします。

富山会長

次に、「審議日程について」ですが、今後の本審及び専門部会等の日程について、事務局から提案願います。

事務局（嶋本）

今後の審議日程等について事務局として提案をさせていただきたいと思えます。資料番号の4と5を併せて御覧いただけたらと思えます。

まず、中央最低賃金審議会の目安に関する答申でございますが、今のところ7月16日頃と思われまゝ。答申があれば速報を入れたいと思えますが、それを受けまして、少し先になるのですが、7月27日火曜日の午後1時30分から第2回の本審を実施し、委員の皆様目安答申の伝達を行いたいと考えております。場所については、和歌山労働局6階会議室を予定しております。

また、最低賃金法第25条第5項に基づく意見陳述につきましても、本日、意見募集の公示を行いまして、希望があった場合には、7月27日に予定させていただいて第2回の本審において意見陳述を行っていただく予定としております。

また、産業別最低賃金の改正等について、各産業の関係労使からこの時期に申出書が提出されると思われまゝるので、産業別最低賃金の改正等の必要性についても申出があれば、第2回本審で諮問をさせていただきたいと考えております。

その後の日程でございますが、本年におきましても早期発効に向けて計画的な審議日程を調整するように全国的に求められておるところでございます。例年どおり10月1日の効力発行を目指したいと考えております。

資料4を御覧ください。仮に10月1日の発効に至るためには、官報での公示から30日後に発効するということや、異議申出期間を15日設定しなければならないことなどから逆算しまして、8月5日の木曜日には結審して改定額の答申を行っていただく必要があります。

8月5日答申の場合、異議申出期間が8月20日までとなり、例年、異議が提出されていますので、週明けの8月23日月曜日の午前中に異議審を開けば10月1日に発効できますが、もし答申が8月6日以降になったりとか異議審が遅れたりということになりますと、発効日が10月2日以降になってくるということになります。

なお8月7日から9日は土日祝日となっており、その後はお盆の時期に入りますので御注意いただけたらと思えます。

結審については審議の状況次第ということになりますけれども、できるだけ早期の発効に向けて努力するという方向性につきましては何とぞ御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

ちなみに例年は3から4回程度の専門部会の審議を経て結審してきている経緯がございます。

専門部会の日程については労使の専門部会委員が確定してから第2回本審等で協議いただいておりますが、あらかじめ仮の日程表を作成させていただきましたので、第1回専門部会の日程だけでも仮に決定させていただきたいと思えます。

事務局案では、7月27日の第2回審議会に引き続いて、同日14時30分から第1回専門部会を開催できればと考えております。

繰り返しになりますが、できるだけ早期の効力発効に向けて努力するという方向性につきましては何とぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

富山会長

ただいま審議日程の提案がありました。まず、7月27日午後1時30分から第2回の審議会を開催することによろしいでしょうか。

< 異議なし >

それでは7月27日午後1時30分から第2回の審議会を開催することといたします。おって文書を発送しますので、委員の皆様、よろしく申し上げます。

まだ労使の専門部会委員が確定していない状況ですが、第1回専門部会の日時を仮に27日午後2時半からという事務局案に対して御意見をお願いいたします。

< 特に意見なし >

では、第1回の専門部会は第2回の本審が終わった後、即ち、7月27日午後2時30分からということによろしくお願いいたします。

富山会長

それでは、次の議題の「実地視察」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（嶋本）

実地視察につきまして、審議会委員の皆様には最低賃金履行確保上問題となる事業や業種等の実情を知っていただくために、あらかじめ選定した受け入れ可能な事業場等の現場を見ていただくというような趣旨であり、過去には平成29年度に一度実施しておりますが、本年度については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等の観点、また対象となる事業場等への配慮も必要になる状況と思われることから、できましたら実施を見送ることさせていただきたいと考えております。御理解よろしくお願いいたします。御意見等もよろしく申し上げます。

富山会長

ただ今、事務局からコロナウイルスのまん延防止の観点からも実施を見送ることについてという説明がありましたが、実地視察について何か御意見はございますか。

特にこういうところを実地視察したいとかいう意見はございませんか。

< 意見、要望なし >

それでは意見がないようですので今年度は見送ることといたします。来年度以降にあらためて状況を見ながら検討したいと思います。

議題の最後、その他ということですが、何かありましたらお願いします。

< 濱地委員挙手 >

富山会長

濱地委員どうぞ。

濱地委員

資料の追加をお願いしたいと思います。

1点が高卒初任給の実態を表す資料をお願いしたいということと、もう1点、パートタイム労働者の一求人票当たりの募集賃金の平均額がわかるものがあればいただきたいと思います。

富山会長

事務局のほうよろしいでしょうか。

事務局（嶋本）

確認をいたしましてお示しできるか調べます。

確か、昨年度もパート労働者の賃金について御意見をいただきまして、お示しさせていただいていたと思います。昨年もそうなのですが、和歌山労働局として公表しているものがございませんでして、全国的にはそういうものを公表しているところもあるのですが、和歌山労働局として出しているものがないというのが実態です。ただ、和歌山ハローワークとして独自に出しているものがあるのですが、これをもって変えるということは難しいでしょうか。

濱地委員

ハローワークの資料で結構です。

事務局（嶋本）

和歌山ハローワークですので、おそらく和歌山市、紀の川市、岩出市、この3市の状況ということになります。

高卒初任給の実態ということにつきましては改めて調べ、ありましたら次回お示しさせていただきます。よろしくお願いします。

富山会長

高卒初任給についての資料、パートタイマー求人の賃金についての資料はハローワークのもので出していただくということで事務局の方はよろしくをお願いします。

< 和歌委員挙手 >

富山会長

和歌委員どうぞ。

和歌委員

和歌山ハローワークということですが、他のハローワークは作ってないのですか。

事務局（嶋本）

現状は作ってないということです。これはハローワークごとの対応ということです。

富山会長

他に何かありましたらお願いします。
よろしいですか。

<意見なし>

他にないようですので、これをもって、本日の会議を終了したいと思います。
委員の皆さん、今後における御審議、よろしくお願いします。
ありがとうございました。

（了）

和労発基 0624 第3号
令和3年6月24日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 富山 信彦 殿

和歌山労働局長
池田 真澄

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第8号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。